

平成30年度包括外部監査 結果概要

平成31年3月15日
包括外部監査人 小川千恵子

◆ 監査テーマ

- (1) 県立学校の運営及び財務事務について
- (2) 県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について

◆ 監査対象

【対象年度】

平成29年度を対象とする。

【対象部局・機関】

- ・ 県立学校 12校（規模や地域性、専門性などを考慮し選定）
- ・ 県立博物館・美術館 5施設（県直営の施設）
- ・ 教育局及び関連部局

◆ 監査の観点

- 県立学校や博物館・美術館の管理運営が、各校・各施設の特性に合わせて効率的に行われているか。
- 博物館や美術館が提供するサービスは、県民ニーズと合致しているか。
- 財産管理に関する事務が法令や規則等に従い適正に行われているか。

【具体的なヒアリングポイント】

- ・ 学校における安全管理の体制
- ・ 博物館・美術館における利用促進や利便性向上の取組
- ・ 物品や収蔵品の管理状況
- ・ 現金の管理・保管の状況

◆ 監査の結果

指摘 16件 意見 32件

■ 主な指摘

◆ 物品の適正管理【学校、美術館】

金銭価値のある入館券の施錠保管、学校所有の書籍の定期的な蔵書点検、備品標示票の貼付徹底など、物品管理を適正に実施すべきである。

◆ 薬品管理の徹底【学校】

学校には、毒物や劇物の盗難や紛失を防ぐために必要な措置を講じる義務がある。貯蔵場所の常時施錠、毒物・劇物を保管している旨の明示、不用薬品の適切な廃棄など、薬品の管理は厳格に行うべきである。

■ 主な意見

◆ 方針等の改定があった際は、適切に見直しを行うことが望ましい。【学校】

学校では、国や県の基本的な方針を踏まえ、学校教育に関する各種方針を策定することとされている。県の基本方針が改定された際には、学校は適切に方針の見直しを行うことが望ましい。

◆ 部活動の指導業務に係る特殊業務手当の支給基準を見直した方がよい。【学校】

部活動のあり方の見直しにあたっては、指導業務に従事する教育職員に対する特殊業務手当についても、支給基準を見直すなどの措置を講じた方がよい。

◆ 来館者へのアンケートの項目を充実させた方がよい。【博物館】

来館のきっかけを知ることは、今後の広報戦略にとって重要である。利用者促進につなげるためにも、どの媒体から情報を得て来館したかなど、アンケート項目を充実させた方がよい。

◆ 美術品に対する保険の必要性を検討することが望ましい。【美術館】

盗難や火災等で美術品を失うと代替りの美術品を取得するのに多額の費用が見込まれる。特定の作品だけに保険をかける、見積もりを取るなどの検討をし、保険の必要性について改めて判断することが望ましい。